



日本銀行が野村不動産マスターファンド投資法人<3462>株式の大量保有報告書を提出



野村不動産マスターファンド投資法人<3462>について、日本銀行が9月6日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「金融政策」によるもの。

報告書によると、日本銀行の野村不動産マスターファンド投資法人株式保有比率は、5.01%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2016年8月31日。